

議案第8号

大口町道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

大口町道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、道路構造令の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

大口町道路構造の技術的基準を定める条例（平成25年大口町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項

中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第29条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第30条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第34条見出しを「（防護施設）」に改める。

第37条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第40条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、大口町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成25年大口町条例第9号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。))第2条に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 車線(屈折車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p>第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、<u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u>に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、<u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4</u></p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。))第2条に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 車線(屈折車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第8条 略</p>

新	旧
<p><u>種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。（自転車道）</u></p> <p>第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>（自転車道）</p> <p>第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>

新	旧
<p>3～5 略 (自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>3～5 略 (自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2～4 略 (歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>2～4 略 (歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2～5 略 (待避所)</p> <p>第29条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(交通安全施設)</p>	<p>2～5 略 (待避所)</p> <p>第29条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(交通安全施設)</p>
<p>第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第</p>	<p>第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第3条に定めるものを</p>

新	旧
<p>3条に定めるものを設けるものとする。 <u>(防護施設)</u></p> <p>第34条 略</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第37条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合 (次項に規定する改築を行う場合を除く。) において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第39条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p>第40条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p>	<p>設けるものとする。 <u>(防護施設等)</u></p> <p>第34条 略</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第37条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合 (次項に規定する改築を行う場合を除く。) において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第39条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>

新	旧
<p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、大口町移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成25年大口町条例第9号）で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p>	

改正要旨

1 改正の趣旨

平成23年に地域主権改革一括法が公布され、これまで国が一律で定めていた公共施設の設置管理基準が市町村の条例に委任されました。

本町では、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定めている道路構造令を参酌し、大口町道路の構造の技術的基準に関する条例を制定しています。

このたび、道路法の一部が改正され、それに関連して道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 自転車通行帯の新設

自転車を安全かつ円滑に通行させるため、車道左端に設けられる「自転車通行帯」の規定を新設

(2) 自転車道の設置要件の追加

自転車のみ走行可能な空間とするため防護柵等により区画して設けられる自転車道の設置要件に、「設計速度60km/h以上の道路」を対象とする規定を追加

(3) 自動運行補助施設の追加

交通事故の防止を図るための交通安全施設に、自動運転車の走行を補助するための施設である「自動運行補助施設」を追加

(4) 歩行者利便増進道路の新設

歩行者空間の確保や歩行者の利便に資する施設を設置し、賑わい創出を図っていく道路である「歩行者利便増進道路」の規定を新設

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。